

パブリックコメント御意見と県の対応方針・考え方 一覧

番号	意見の概要	御意見に対する考え方	関連ページ
1	目標値の数値についてですが、内訳にある「その他」というのはどういう区分なのでしょう。	「その他」とは、畜産，農地，山林等自然由来の負荷量です。	P2
2	<p>窒素含有量の「産業系」の第8次の実績数値が12t/日となっているのが第9次の目標値が11 t/日と減少しています。</p> <p>反対に「その他の区分」で、第8次の実績数値が17t/日となっているのが第9次の目標値が18 t/日となっていますが、これらの設定理由についてご教示ください。</p>	<p>削減目標量の設定に当たっては、国が示した算定方式に従って、発生源別に推計を行っています。</p> <p>「産業系」については、排出水量の削減や排水処理技術等の改良等も進んでいることや、大規模事業者へのアンケート調査や産業分類ごとのトレンド等の見込みから、汚濁負荷量はやや減少傾向になる推計です。</p> <p>「その他」については、森林や農地等土地に由来するものの比率が大きく、トレンド等（主に降雨量や畜産業の伸び）を考慮した結果、やや増加傾向になる推計です。</p>	P2
3	<p>養殖漁場の改善 において、「地域の実情に応じて適切な措置を講じる」とあるが、具体的には何かについては、どこで述べることになるのか？他に述べるところが無いのであれば、ここで述べてください。</p>	<p>具体的には、区画漁業権者である漁業協同組合や、漁場を行使する養殖業者が取組を進めております。県としては、引き続き、養殖漁場の環境管理の適正化指導を行ってまいります。なお、御指摘を踏まえて表現を一部修正しました。</p>	P5(3)ウ
4	<p>「必要に応じ、汚泥の除去のためのしゅんせつ、覆砂事業等の実施に努める」についても、具体的にどこかで述べるのか？</p>	<p>具体的な事業としては、猿猴川の浚渫、福山内港におけるリサイクル資材を使用した覆砂のモニタリング等を実施します。</p>	P5(5)ア(イ)
5	<p>藻場、干潟等の保全・再生 「藻場及び干潟の再生・創出等を盛り込んだ事業を推進する」とあるので、予算措置を必ずお願いします。</p>	<p>藻場・干潟の保全・再生については、計画的な造成を進めてまいります。</p>	P5(5)イ
6	<p>里海づくりの推進 「多様な主体との連携」については、広島湾の場合、再生協議会があるが、福山など他の海域については、協議会を開催して具体的に踏み込んでください。</p>	<p>里海づくりに向けて、多様な主体との連携により地域の活動が推進できるよう、適宜、湾灘協議会の場などを活用しながら、具体的な取組を検討してまいります。</p>	P5(5)ウ(ア)

7	<p>「栄養塩類や植物プランクトン等を利用して行うノリ等の藻類養殖やカキ等の二枚貝養殖」意味が通りにくいので、次のように語順を変えてください。</p> <p>「栄養塩類を利用するノリ等の藻類養殖や植物プランクトン等を利用する二枚貝養殖」</p>	<p>御指摘を踏まえて表現を一部修正しました。</p>	<p>P5(5)ウ (イ)</p>
8	<p>「調査研究の充実に努める」というのは、8次までも同様に謳われていたと思います。調査は定期調査のままが良いですが、「研究」が何ら進んでいません。予算要求して専門家を擁するコンサルタントに外注してください。そうしない限りいつまで経っても「科学的根拠に基づいた栄養塩類の供給方策」は立てられません。</p>	<p>県総合技術研究所における8次水質総量削減計画期間の研究内容は、瀬戸内海西部海域における陸域からの栄養塩供給管理方策に関する研究(～H27)、広島湾における栄養塩バランスの適正化に向けた検討(H28)、海域における底層環境の変動把握(H29)、海域の底層環境と底生生物の関連性に関する研究(H30)、広島湾流域の底層環境と底生生物の特性評価(H31)、赤潮発生予察に関する研究等の実績があります。</p> <p>9次水質総量削減計画期間の研究内容は、広島湾海域の酸素消費に関連する有機物の挙動に関する研究、豊かな瀬戸内海の実現に向けた調査研究、赤潮発生予察に関する研究等を実施予定としています。</p> <p>引き続き調査研究を進め、必要に応じて専門家等の御意見を参考にさせていただきます。</p>	<p>P6(5)オ</p>
9	<p>海洋プラスチック問題など新たな課題も顕在化しており、これらの問題に対して市民への情報提供等が必要かと思えます。</p>	<p>海洋プラスチックごみ対策については、県としても重要な課題として認識しており、2050年までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量をゼロにすることを目指し、令和3年6月に「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム(GSHIP)」を設立して取組を進めています。御意見に対しては今後の参考にさせていただきます。</p>	<p>全体</p>
10	<p>科学的根拠に基づいた栄養塩類の供給方策の検討(実証試験)はどこの海域で実施するのでしょうか。場所の選定方法は、現状の海域の栄養塩類の水質が基準になると思えます。</p>	<p>新たな基準を活用した実証試験については、能動的な管理運営やモニタリングを実施することによりデータ収集、効果検証を行い、科学的知見の集積を図ることができるように、水質を含め、様々な観点から対象の海域の検討を進めています。</p>	<p>総量規制基準値</p>

11	<p>下流にダムのある公共下水道まで緩和するのでしょうか？その場合、ダムでアオコやかび臭が発生しやすくなるのではないのでしょうか？現在でもダムを水源とする上水道では、かび臭、ハロ酢酸対策が必要とされています。</p>	<p>新たに創設した実証試験の対象は、沿岸域に位置する下水処理施設を想定しています。</p>	<p>総量規制基準値</p>
12	<p>「実証試験に特化した基準」とは海域ごとに示されると考えて良いのでしょうか。</p>	<p>新たに創設した実証試験に特化した基準は、県内一律の基準です。</p>	<p>総量規制基準値</p>
13	<p>赤潮の発生件数は、1960年頃をピークにその後減少傾向にあり、赤潮の発生が少なくなるに伴い、漁業被害件数も徐々に少なくなりました。</p> <p>現在は、窒素やリンなどの栄養塩類が不足し、カキやアサリ等については、鶏糞を入れた肥料で成育を確認する実験などが行われていると聞きます。このような実験を重ねながら基準値の見直しなど柔軟に対応していくことが求められていると思います。</p>	<p>今後、基準の緩和による効果及び水温と植物プランクトン活性の複合的な関係性の不明確な点等について情報収集を行い、科学的知見に基づいた様々な施策を検討してまいります。</p>	<p>総量規制基準値</p>
14	<p>公共下水道の窒素・リンの基準を10月～3月を冬期として定めて緩和するとあるが、温暖化の影響で海水温が上昇してきており、10月や3月でも十分水温が下がらず、赤潮被害が発生するおそれがある。食中毒警報と同様、科学的データに基づき、植物プランクトンの活性が衰える水温以下の時期に緩和するとしてはどうか。</p>		<p>総量規制基準値</p>

15	<p>現在の貧栄養化問題を考えると、下水道業について実証試験に特化した基準を創設することは評価できます。</p> <p>しかし、貧栄養が原因と考えられる漁業資源減少は深刻な状況なので、漁業利用が主体の海域においてはより規制を緩和するなど、柔軟な対応が必要ではないかと考えられます。</p>	<p>今後とも、国の基本方針を踏まえて、地域の実情及び実証試験の結果等を考慮し、豊かな海の実現に向けて、科学的知見に基づいた様々な施策を検討し、具体化を図ってまいります。</p>	<p>総量規制基準値</p>
16	<p>水質管理の取組の推進「科学的根拠に基づいた栄養塩類の供給方策を検討する」というのは、別途、栄養塩管理計画の中で具体的に述べる、と解釈して良いでしょうか？「検討する」「検討する」ばかりで、実際に具体策が示されなければ意味がありませんので、しっかりとお願いします。</p>		<p>P5(5)ウ(ウ)</p>